

## 茨城県環境保全施設資金融資制度運営要領

茨城県環境保全施設資金融資制度要項（以下「要項」という。）の運営に当たっては、要項に定めるもののほかは、この運営要領によるものとする。

### 第1. 取扱金融機関

要項第2条第1項の知事が指定する金融機関は次のとおりとする。

常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、東邦銀行、東日本銀行、水戸信用金庫

結城信用金庫、銚子信用金庫、茨城県信用組合、商工組合中央金庫、千葉銀行

ただし、要項第3条第2号に規定する個人を対象とする融資については、東邦銀行、商工組合中央金庫及び千葉銀行を除くものとする。

### 第2. 融資対象者

1 要項第3条第1号アの規定にかかわらず、地方公共団体の誘致企業と認められるものについては、県内における事業経歴が1年未満であっても、同一事業を引続き1年以上営んでいる場合は、融資の対象者としてすることができる。

2 要項第3条第1号イの規定にかかわらず、次の場合は、環境保全施設資金融資の対象とすることができる。

(1) 公害苦情等により行政機関から改善指導を受けている場合

(2) 産業廃棄物処理施設を設置する場合

(3) 茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則で定める指定化学物質を、茨城県化学物質適正管理指針に基づき取り扱う場合に必要な施設等を整備する場合

(4) 茨城県小規模事業所排水対策指導要綱に定める排水基準を満たすために行う排水対策及び茨城県霞ヶ浦水質保全条例第21条の2第1項の規定に基づき、霞ヶ浦一般事業者が行う排水対策

(5) 霞ヶ浦流域において、畜産事業者が行う家畜排せつ物の負荷を軽減するための施設の新設、改修

3 要項第3条第2号の規定における融資対象者については、次のとおりとする。

(1) 現に霞ヶ浦、涸沼及び牛久沼流域に専ら居住に用する戸建家屋を所有している者以外に、建築請負契約又は不動産売買契約等により所有する見込みの者も含むものとする。

(2) 融資対象者は、次のとおりとする。

ア 融資制度に併せて浄化槽補助金制度を申し込んでいる場合は、その申込者とするが、それ以外の場合においては、当該家屋の所有者又は浄化槽設置の施工主とする。

イ 融資制度に併せて公共下水道又は農業集落排水施設への接続に係る補助制度を申し込んでいる場合は、その申込者とするが、それ以外の場合においては、当該家屋の所有者又は公共下水道若しくは農業集落排水処理施設への接続工事の施工主とする。

### 第3. 融資の対象事業

1 要項第4条に定める対象事業については次のとおりとする。ただし、特別の場合は、環境政策課県央環境保全室長又は県民センター環境・保安課長及び環境対策課長が協議して定めるものとする。

(1) 要項第4条第1号ア、イ及びウに定める対象事業は、別表のとおりとする。

なお、産業廃棄物処理施設については、自社から排出する産業廃棄物を自社において

処理する施設を整備する事業、また、化学物質適正管理関係にあつては、県指定化学物質の処理、回収、再生、当該化学物質の代替物質の使用に必要な施設及び装置を整備する事業を対象とする。

- (2) 要項第4条第1号イに定める対象事業の事業費は、原則として、現有施設の移転相当額（用地費を含む。）並びに付帯工事費とする。
  - (3) 要項第4条第2号アに定める高度処理型浄化槽の設置費には、単独処理浄化槽及び汲み取り式便所の撤去に要する費用を含むものとする。ただし、撤去費が地方公共団体等からの補助額に含まれる場合は、これを除いた額とする。
  - (4) 要項第4条第2号イ及びウに定める対象事業は、浄化槽等の撤去に要する費用を含むものとする。ただし、撤去費が地方公共団体等からの補助額に含まれる場合は、これを除いた額とする。
- 2 次の各号いずれかに該当する場合には、対象としない。
- (1) 他の環境保全施設資金関係融資制度の対象となった事業
  - (2) 要項第4条第1号ア及びウの施設整備で、次のいずれかに該当する事業
    - ア 工場の新設に伴い必要となる環境保全の施設を設置する事業（移転の場合を除く。）
    - イ 生産設備の増強に伴い必要となる環境保全の施設を設置する事業  
ただし、生産施設の規模能力の比較において、新增設分が既設分と概ね同程度であるときは、この限りでない
    - ウ 工場又は事業場に設置される無公害の生産施設を設置する事業
    - エ 他の工場又は事業場から排出される産業廃棄物を処理することを業とするものが、産業廃棄物処理施設を設置する事業
  - (3) 要項第4条第2号の高度処理型浄化槽の設置で、茨城県霞ヶ浦水質保全条例第21条の6第3号に規定する汚水処理性能を有する高度処理型浄化槽以外の浄化槽を設置する場合
  - (4) 事業完了後に要項第6条第1項に規定する環境保全施設資金融資あつ旋申込書が市町村に提出された場合

#### 第4. 融資金額

要項第5条第1項第1号ア、イ及びウの規定による融資金額について「知事が必要と認めるとき」は、次の場合とし、この場合における融資限度額は、事業に要する経費の80%以内の額で、5,000万円を限度とする。

- (1) 共同で環境保全施設を設置する場合
- (2) 水産食料品製造者（従業員100人以下）が日本政策投資銀行法、漁業近代化助成法及び中小企業近代資金等助成法に基づく公害に係る貸付制度により借入申込を行い、かつ、貸付枠がない等の特別な事情により当該資金の融資が受けられない場合
- (3) ダイオキシン類対策に係る環境保全施設を設置する場合
- (4) その他特別の場合は、環境政策課県央環境保全室長又は県民センター環境・保安課長及び環境対策課長が協議して定めるものとする。

#### 第5. 申請手続

- 1 要項第6条の関係市町村は、次のとおりとする。
  - (1) 要項第4条第1号ア及びウの場合は、工場等の所在する市町村
  - (2) 要項第4条第1号イの場合は、移転前における市町村

- 2 市町村が、茨城県環境保全施設資金融資あっ旋申込書（様式第1号）を受付けたときは、市町村長の意見を付して（工場等の移転の場合は、移転先の市町村長の意見も付して）、環境政策課県央環境保全室又は県民センター環境・保安課に提出するものとする。
- 3 高度処理型浄化槽の設置に係る融資あっ旋申し込みは、市町村へ浄化槽の設置に係る補助金の申請をする場合には、市町村長から補助金交付決定通知書を受けた後にするものとする。
- 4 公共下水道又は農業集落排水処理施設への接続に係る融資あっ旋申し込みは、市町村へ公共下水道又は農業集落排水処理施設への接続に係る補助金の申請をする場合には、市町村長から補助金交付決定通知書を受けた後にするものとする。

#### 第6. 利子補給金交付申請書

要項第11条に定める利子補給金交付申請書（様式第7号）に添付する計算書の期間、日数及び請求額は、取扱金融機関の利子の徴求の事実及び徴求期間に応じて計算するものとする。ただし、融資制度利用者の元金返済遅延により生じた遅延利息金については、これを含めないものとする。

#### 第7. 事務処理区分

本制度の運営に当たっての事務処理区分は、次のとおりとする。

##### 環境対策課

- ア 融資資金の預託事務
- イ 融資状況報告の徴取
- ウ 利子補給金の交付決定

##### 環境政策課県央環境保全室又は県民センター環境・保安課

- ア 融資あっ旋申込書の受理
- イ 融資のあっ旋の適否の決定
- ウ 融資対象認定書の交付
- エ 設置完了届の受理
- オ 融資決定・信用保証依頼報告書の受理
- カ 信用保証審査報告書の受理

##### 漁政課

- ア 水産食料品製造業者に係る事前指導

##### 付 則

- 1 この要領は、平成19年9月10日から施行する。
- 2 茨城県公害防止施設資金融資制度運営要領は廃止する。

##### 付 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。ただし、今回新たに対象として追加した事業について、平成20年4月1日から8月31日までの間に、要項及び本要領の要件を満たし、かつ、事業に着工等した場合については、第3の2の（5）の規定にかかわらず、適用させることを可能とする。

##### 付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

##### 付 則

この要領は、平成23年6月10日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成 25 年 7 月 4 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 3 の 1 の (4) 及び別表 2 の改正規定は、平成 25 年 8 月 1 日から施行するものとし、同年 7 月 31 日以前に要項第 6 条第 1 項に規定する環境保全施設資金融資あっ旋申込書が市町村に提出された、要項第 4 条第 1 号エに規定する対象事業については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

事業種類	事業内容	
	環境保全施設	環境保全装置 (附属装置を含む)
大気汚染関係	ばいじんその他有害物質 (粒子状のもの)の処理施設	集じん又は除じん装置
	いおう酸化物その他の有害物質の 処理施設	いおう酸化物その他の有害物質の 処理施設
	粉じん処理施設	集じん又は除じん装置 散水、被覆又は密閉により粉じん の発生を防止する装置
水質汚濁関係	汚水処理施設	汚水処理装置
	家畜排せつ物の負荷軽減施設	
騒音、振動関係	騒音又は振動防止施設	騒音又は振動防止のための消音 施設等並びに塀・遮へい物等
悪臭関係	悪臭処理施設	悪臭物質の処理施設 悪臭物質を密閉するための施設
産業廃棄物関係	産業廃棄物処理施設	
化学物質適正管理 関係	「茨城県化学物質適正管理指針」に基づき、県指定 化学物質を取り扱う場合に必要な施設	